

## 次期(第六次)開成町総合計画の概要と策定体制・スケジュール(案)

本町の町政運営の指針となる「第五次開成町総合計画(以下「現行計画」という。)」が令和6年度に目標の最終年次を迎えることから、現行計画の検証を行ったうえで、「次期開成町総合計画(以下「次期計画」という。)」を策定する。

### 1. 次期総合計画の策定へ向けて

#### (1) 総合計画の役割

- ◆総合計画は、将来に向けたまちづくりの基本理念や施策の大綱を定め、総合的かつ計画的な町政運営を行うための指針となる 町の最上位計画です。
- ◆町政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画で、町民と町が共通の理念をもち、まちづくりの推進を図っていくためのものです。

あじさいのまち開成自治基本条例第22条を策定根拠とする最上位計画

○あじさいのまち開成自治基本条例（抜粋）

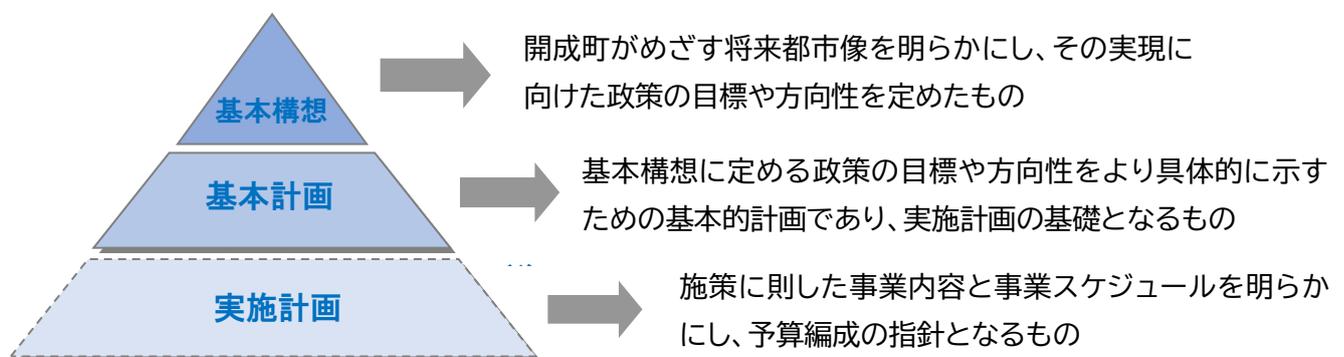
（総合計画）

第 22 条 町長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想及びこれを具体化するための基本計画（合わせて「総合計画」といいます。）を策定するものとします。

2 町長は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ町民に提供し、広く町民の参加を得るものとします。

#### (2) 構成

- ◆ 総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成されています
- ◆ 今回策定するのは、令和7年度を初年度とする「次期(第六次)開成町総合計画」の基本構想(計画期間 8年 or10年)と前期基本計画(計画期間 4年 or5年)です。



## 2. 策定にあたっての前回策定時からの変更点

### (1) 計画期間の変更

現行の総合計画期間 12年間【平成25年～令和6年(平成36年)】

今回の総合計画期間 8年間【令和7年～令和14年】 or 10年間【令和7年～令和16年】

【参考】

2市8町の状況:8年(松田町、真鶴町)、9年(小田原市、南足柄市)、  
10年(中井町、大井町、山北町、箱根町、湯河原町)

### (2) 総合戦略と一体化策定

次期総合計画では、より開成町らしい計画とするため、総合戦略を総合計画の中に位置付けることで、まちの活力の上昇も一体的・重点的に進めていきたい。

国より、総合計画等と総合戦略を一体化することは可能であると示されていることから、開成町では、以下の理由から、次期総合計画に合わせて総合計画との一体化を図りたい。

- ①総合計画と総合戦略の2つの計画の目標は、ほぼ同じ。(人口減少や少子高齢化に対応し地域の活性化を図る点において)
- ②総合計画とは別に総合戦略を策定する経費、業務量等の削減。
- ③進行管理を一本化することによる事務の効率化。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月内閣府地方創生推進室)より抜粋

#### 6. 総合計画等との関係

##### 6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標(KPI)を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。これらの理由から、地方版総合戦略は、地方版総合戦略として策定することが必要です。

**ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。**

なお、その場合であっても、法第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

## 3. 次期総合計画策定体制・スケジュール(案)

別添(資料4)のとおり